

平成 29 年度における検討方針・課題（案）

平成 29 年度における重点課題、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

1. 重点課題

以下の（１）及び（２）については、本年度に引き続き、重点課題として位置づけ、検討を実施するものとする。また（３）については、来年度において検討すべき課題とされたものであり、重点的な検討が必要である。

（１）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討及びプレミアム基準の活用に関する検討

グリーン購入法は、平成 13 年 4 月の完全施行から本年度末で 16 年が経過するところである。国等の機関による環境物品等の優先購入が、環境物品等の市場形成に大きく貢献したことは、グリーン購入法の成果の一つとして評価できる。今後とも、我が国全体としてグリーン購入が更に進展し、市場のグリーン化に寄与するため、グリーン購入法の担うべき役割の再整理とともに、その存在価値が一層高まるよう、本年度からグリーン購入法の施策の将来的なあり方に関する検討に資するため、現行制度の課題抽出等の議論を開始したところである。平成 29 年度は、本年度の検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、具体的な検討を行うものとする。

また、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策については、本年度に引き続き、検討を実施するものとする。

（２）グリーン購入の国際展開に関する検討

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であり、日本の優れた環境技術を用いた製品、サービスを海外に展開、また、今後日本のグリーン購入を更に進展させるためには、既にこれらの制度を確立している主な国の仕組みや制度との調和を図りつつ、今後の協力的な取組について対話をしていくことが重要であると考えられる。

本年度は、各国間の基準の調和・整合に向けた調査等を行うとともに、GPP と環境ラベルの取組を先導的に行ってきた国や、ASEAN 地域など途上国の実務担当者と GPP・環境ラベルにおける課題等について意見交換等を行い、情報の水平展開を行っているところである。また、国内の活動としては、有識者を招聘しての検討会実

施等を通して、国際展開に係る国内のニーズや方策、海外と国内の公共調達の仕事の比較等について議論を行っている。

今後は、先導的取組を行っている国との積極的な情報交換や、途上国における GPP の実施に向けた課題の深掘りを進めるとともに、日本の知見や経験を生かした支援策を検討していく。また、国内外の GPP・環境ラベルの基準の調和についても引き続き推進していくこととする。

（３）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る検討

本年５月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）については、平成 29 年 5 月の施行に向けて、運用に必要な主務省令等の検討が進められているところであるが、現段階において主務省令等の詳細は決定していない状況にある。このため、平成 29 年度は、クリーンウッド法に係る主務省令等を踏まえ、グリーン購入法における木材・木材を原料とする製品の合法性証明の確認を不要とする措置¹について、市場動向を勘案しつつ検討を行い、適切に対応を図るものとする。

２．基本方針の追加・見直し等について

（１）新たな品目の追加等に係る検討

① 平成 29 年度新規提案募集

特定調達品目の追加や判断の基準等の見直しの参考とするため、物品、役務及び公共工事について、提案募集を実施する予定（５月～６月上旬を目途に募集開始）。これまでも、特定調達品目及びその判断の基準等について、広く民間事業者等からの提案募集を実施してきたところであるが、次年度からは、従前の提案募集に加え、新たにグリーン購入法において重視すべき観点を供給側に発信した上で、環境負荷低減に寄与する技術や品目の提案を求めることとしたい。具体的には、当該年度において地球温暖化対策や資源循環の推進等、環境政策面から重点的に提案を求める事項を予め提案者に提示することで、提案募集を実施するものとする。

併せて、見直しスケジュールに示した見直し対象品目についても、その判断の基準等の見直しに係る提案を求める形で提案募集を実施するものとする。

② 公共工事の継続検討品目

公共工事の継続検討品目群（ロングリスト）として整理を行った品目については、引き続き検討を実施するものとする。

¹ 平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする措置。

（２）現行の基準等の見直し等に係る検討

平成 26 年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5 年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされた。

平成 29 年度は、本年度の判断の基準等の改定等を踏まえ、資料 5 別紙の見直しスケジュールに示した 35 品目について判断の基準等の見直しを実施する予定である。主な見直し対象品目及びその内容は以下のとおり。

なお、本検討会における意見・指摘事項、環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目や重視すべき観点等については、分野横断的な検討を含め、平成 29 年度における見直しに適切に反映するものとする。

① オフィス家具等

オフィス家具等については、グリーン購入法施行当初の平成 13 年度から特定調達品目として 8 品目が、翌 14 年度に 2 品目が追加となり、以降これまで 10 品目が対象となっている。オフィス家具等に係る判断の基準としては、金属製、木製、プラスチック製等の素材の特性に着目した基準が設定されているところである。オフィス家具等については、従前の素材ごとの特性を踏まえた検討とともに、個別品目の特性に応じた見直しも重要である。また、本年 6 月には「家具 Version2」として、エコマーク認定基準の見直しが実施されたところである。こうした状況を踏まえ、必要な判断の基準等の見直しについての検討を実施するものとする。

② 照明（LED 照明器具、電球形 LED ランプ）

本年 5 月に閣議決定された政府実行計画において「政府全体の LED 照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに 50%以上とすることに向けて努める」こととされており、庁舎の新築・改修時には、原則として LED 照明の導入することが定められている。このように、今後とも LED 照明を中心とした高効率照明の普及が見込まれること、技術開発や市場への普及が著しい品目であること等から、LED 照明器具及び電球形 LED ランプについて、スケジュールを前倒しし、判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

なお、電球類及び照明器具については、省エネ法に基づく新たなトップランナー基準の検討が開始されたところであり、トップランナー基準の検討状況を踏まえ、検討を行うものとする。

③ 自動車

自動車については、平成 23 年度に設置された自動車分科会において、自動車に係る判断の基準等の見直しを実施した。その後 5 年が経過しており、特に燃費については、大幅な改善が図られている。また、乗用自動車については、平成 32（2020）年度を目標年度とするトップランナー基準が告示されているところであるが、既に

現段階において超過達成している車種が一定程度存在している状況にある。

このため、平成 32（2020）年度のトップランナー基準及びその達成状況等を踏まえ、燃費に係る判断の基準の強化を中心とした検討を実施するものとする。

なお、本年 5 月に閣議決定された政府実行計画における公用車の導入に係る 2030 年度の目標（2020 年度の間目標を含む）²を踏まえ、対象範囲や判断の基準等の見直しについて検討するものとする。

④ 太陽光発電システム

太陽光発電システムについては、グリーン購入法施行時から対象となっている品目である。法施行当初は、太陽光発電システムの普及を第一の目的としていたことから、品目内における環境性能の優劣は問われていなかったが、平成 20 年度に当該品目に係る分科会を設置し、判断の基準等の大幅な見直しを実施した。その後、平成 24 年度に太陽電池モジュールの変換効率に係る基準の強化を図ったところであるが、平成 20 年度の見直しに係る検討から 8 年が経過していることから、国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

⑤ 災害備蓄用品

災害備蓄用品については、平成 19 年度に分科会を設置し、食料・飲料水 5 品目、生活用品・資材 6 品目（うち 5 品目は従前の特定調達品目）が特定調達品目として追加された。平成 24 年度には、東日本大震災を契機に専門委員会を設置し、さらに 4 品目が追加されたところである。その後 5 年が経過したことから、本年度新たに品目として追加した非常用携帯電源を除く 10 品目について、国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準の見直し等の必要性等について検討を実施するものとする。

⑥ 輸配送、旅客輸送（役務）

輸配送については平成 19 年度に、旅客輸送（自動車）については、平成 20 年度に特定調達品目としてそれぞれ追加された。その後、判断の基準等については大きな見直しは行われていない。このため、国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

（３）その他の見直し内容

① 経過措置設定品目

² 「政府の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度を中間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」こととされている。

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断するものとする。

② 配慮事項の見直し

平成 29 年度の見直し対象品目を中心として、設定されている配慮事項について可能な限り定量化又は明確化を図るとともに、プレミアム基準の活用に資するよう検討を実施するものとする。

3. グリーン購入の普及促進

グリーン購入の普及促進に向けて、調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定を実施するとともに、取組マニュアルやガイドラインの整備、地方ブロック別説明会等を活用した地方公共団体（特に町村）や事業者等への普及・啓発に、引き続き取り組むものとする。

併せて、本年度中に改定を予定している「プレミアム基準策定ガイドライン（本編）」及び同ガイドラインの別冊として作成する「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」の普及促進に努めるものとする。